

令和 5 年 8 月

安曇野市農業委員会定例総会

議 事 録

令和 5 年 8 月 3 1 日

長野県安曇野市農業委員会

令和5年8月安曇野市農業委員会定例総会

- 招集年月日 令和5年8月31日
○会議の日時 令和5年8月31日 午後 1時30分
○招集の場所 安曇野市役所 大会議室

○出席委員（23名）

1番	池上洋助君	2番	矢淵一良君
3番	甕信君	4番	岡山きみ子君
5番	田口博之君	6番	井口勝也君
7番	三枝守和君	8番	上條弘勝君
9番	平川邦夫君	10番	長崎要君
11番	山田太一君	12番	海川信義君
13番	藤原光弘君	14番	中村洋子君
16番	川上辰昇君	17番	請地康仁君
18番	笠原哲雄君	19番	降幡修二君
20番	浅川増行君	21番	渡辺正幸君
22番	塚田善久君	23番	佐原悦司君
24番	中島完二君		

○欠席委員（1名）

15番 丸山隆也君

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	宮沢英昭君	事務局次長	松島弘泰君
事務局員	岡田央樹君	事務局員	二村絢美君
事務局員	沖和義君		

○議事日程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 農業委員会憲章唱和
- 4 議長着任
 - (1) 出席者数の報告
 - (2) 議事録署名人の指名
- 5 議事
 - (1) 議案第1号 農地法第3条許可申請審議

- (2) 議案第2号 農地法第4条許可申請審議
 - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更許可申請審議
 - (4) 議案第4号 農地法第5条許可申請審議
 - (5) 議案第5号 農地の非農地決定申請審議
 - (6) 議案第6号 農用地利用集積計画審議 所有権移転
 - (7) 議案第7号 農用地利用集積計画審議 利用権設定
- 6 報告事項
 - 7 その他
 - 8 議長退任
 - 9 閉会

午後 1時30分 開会

○事務局（宮沢英昭君） それでは、皆様、ご起立ください。礼、ご着席ください。

それでは、開会の言葉を佐原会長代理からお願いいたします。

○会長代理（佐原悦司君） 皆さん、こんにちは。

8月の大変暑い中、農地パトロール、大変ご苦労さまでございました。

それでは、ただいまから安曇野市農業委員会定例総会を開催いたします。よろしくお願いたします。

○事務局（宮沢英昭君） 続きまして、中島会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（中島完二君） 皆さん、こんにちは。今日はお忙しいところ大変ご苦労さまでございます。

連日暑い日が続いております。昨日、おとといと猛暑日ということで、大変暑いわけですが、今年は昨年に比べて熱中症の患者が非常に多いと、そういうお話を聞いております。そこで、外に出ているんじゃないで、うちの中で熱中症になるという人が非常に多いらしいです。うちの中にいるから、当然エアコンはどのうちでもついてはいますが、エアコンをどうか有効に利用して、熱中症にならないようお願いをしたいと思います。

また、この暑さで農作物にも大分影響が出ているみたいでございます。リンゴにしてもしかり、そして、安曇野の稲の穂が色づき始めました。早いところではもう稲刈りが始まっているところもございます。ただ、この暑さで心配されるのは、稲の品質低下でございます。胴割れ米、そして白未熟米、これが起きますと一気に品質が落ちますので、どうか最後の水管理、これをしっかりしていただきたい。そして適期での刈取りをぜひお願いをしたいと思います。

さて、今月の15日に長野市で定例の農業会議があったわけですが、その席上で、農業委員、また農地利用最適化推進委員の最適化活動、この日数の平均が出されてまいりました。長野県の平均値でございますけれども、月平均5.9日、これが平均、それで安曇野市

は若干いいですが、6.1日、なので目標とする10日には程遠いわけでございます。

そこで、農業会議のほうからお願いということで話がありましたけれども、農地の見回り活動をぜひ書いてほしいと、そういうことです。それで、その見回り活動も、今の最適化活動の記録の用紙じゃなくて、見回り活動専用の用紙を、フォーマット、農業会議のほうで考えてあるそうでございます。私もそれを見ましたけれども、本当に簡単です。いついつに見回り活動をしました。それであと気がついたことを後ろに書いていただけだと、これをぜひつけていただきたいと思います。そうすると、活動目標の10日位、わけないと思いますので、ぜひともお願いを申し上げたいと思います。

農業会議のほうからは、長野県の各農業委員会の事務局のほうに配布するということです。事務局には届いているそうでございますので、ぜひ早いうちに農地の見回り活動も最適化活動の中に入れていただくように、ぜひお願いをしたいと思います。

簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） ありがとうございます。

続きまして、農業委員会憲章の唱和を行います。議案集、表紙裏をご覧ください。4番、岡山きみ子委員の先唱にてお願いいたします。皆様、ご起立ください。

（唱 和）

○事務局（宮沢英昭君） ありがとうございます。

それでは、ご着席ください。

それでは、安曇野市農業委員会会議規則第3条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 議事に入る前に、前回と同様に6番、井口勝也委員のオンライン参加について、皆様からのご同意を得たいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ありがとうございます。それでは、井口勝也委員のオンライン出席を認めます。参加方法につきましても、前回同様となりますので、よろしく願いをいたします。

続いて、本定例総会ですが、現在の出席委員が23名で、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条の3の規定により、本会議は成立いたします。

なお、15番、丸山隆也委員から欠席届が提出されております。

また、この会議は個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例及び同条例施行規則に基づいて行いますので、発言には十分配慮をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 次に、議事録署名委員の指名を行います。

安曇野市農業委員会会議規則第19条の規定により、議長において指名をいたします。

8番、上條弘勝委員、9番、平川邦夫委員の2名にお願いをいたします。

なお、本日の出席委員は23名ですので、農業委員会等に関する法律第30条の規定により、12名の賛成をもって許可といたします。

議案第1号 農地法第3条許可申請審議

○議長（中島完二君） それでは、本日の日程に従いまして議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条許可申請審議を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 説明に入る前に、議案の訂正をお願いいたします。

議案集の議案第7号、一覧表のページがあるかと思えますけれども、こちらページが8ページと振られています、10ページになりますので、その部分の訂正をお願いいたします。

それでは、説明に入ります。

議案集の案件につきましては、各地域において現地確認を実施しております。また、豊科地域は8月29日、穂高地域は8月25日、三郷地域は8月25日、堀金地域8月28日、明科地域8月29日に地域委員会を開催し、協議の結果、許可相当と判断しております。

本日の審議は、総会の意見を求めるものでございます。

議案書の1ページをお願いいたします。申請番号32番です。

申請地は■、地目は畑、面積が832㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が832㎡です。

申請番号32番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員番号24番、図面番号1番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号32番の申請事由等について説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 申請番号32番について事務局から説明いたします。

申請地は、■から北西約350mに位置します。

申請事由ですが、渡人は高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は、申請地及び隣接する住宅を購入し、申請地を家庭菜園として管理したい。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可といたします。

続いて、33番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 申請番号33番です。申請地は■、地目は田、面積が1,097㎡です。

受人の経営面積は3万7,372㎡、渡人の経営面積が1,097㎡です。

申請番号33番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員番号21番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号33番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○21番(渡辺正幸君) 21番、渡辺です。

申請番号33番についてご説明いたします。

申請場所は、■より東へ約500m、北へ100m入ったところの場所となります。

申請事由ですが、渡人は申請地が自宅から遠く、管理が困難なため、申請地を譲渡することとした。受人は、経営拡大を考えていたところ、申請地の話をいただいたため、購入することとした。

以上です。ご審議のほうよろしくをお願いいたします。

○議長(中島完二君) ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可といたします。

続いて、34番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 申請番号34番です。

申請地は■、地目は田及び畑、面積が計181㎡です。受人の経営面積は6,575㎡、渡人の経営面積が434㎡です。

申請番号34番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員番号21番、図面番号3番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号34番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○21番(渡辺正幸君) 21番、渡辺です。

申請番号34番についてご説明いたします。

申請場所は、■の東約400mの位置となります。

申請事由ですが、渡人は市内に居住しており、耕作が困難なため譲渡したい。受人は、自宅近くの申請地を譲り受け、申請地に隣接する所有農地とともに管理したい。

審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、35番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号35番です。

申請地は■、地目は田、面積が1,251㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が1,251㎡です。

申請番号35番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員番号5番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号35番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○5番（田口博之君） 5番、田口でございます。

申請番号35番についてご説明いたします。

申請場所ですが、■より西に約300mのところ申請の場所がございます。

申請事由でございますが、渡人は、申請地を相続で取得したが、農業経験もなく、農地としての維持管理もできないため、受人に譲渡したい。受人は、申請地を取得して自家消費野菜を栽培したい。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可といたします。

続いて、36番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 2ページをご覧ください。申請番号36番です。

申請地は■、地目は畑、面積が753㎡です。受人の経営面積は4,273㎡、渡人の経営面積が753㎡です。

申請番号36番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員番号1番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号36番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○1番(池上洋助君) 1番、池上です。

申請番号36番について説明をいたします。

まず、申請地であります、■がございますが、そこから■へおおむね1kmほど進みますと、■がございますが、■から50mほどに隣接する農地となります。

申請事由ですが、渡人は市外に居住しており、管理が非常に困難なため譲渡したい。受人は、申請地を以前より管理しており、周辺にも農地を所有していることから、申請地を取得して引き続き営農を継続したい。

審議をよろしくをお願いいたします。

○議長(中島完二君) ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可といたします。

続いて、37番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 申請番号37番です。

申請地は■、地目は畑、面積が713㎡です。受人の経営面積は4,273㎡、渡人の経営面積が713㎡です。

申請番号37番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員番号1番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号37番の担当

地区委員の説明をお願いいたします。

○1番（池上洋助君） 1番、池上です。

申請番号37番について説明をいたします。

申請地並びに申請事由でございますが、申請番号36番と同じでございますので、よろしく
お願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

議案第2号 農地法第4条許可申請審議

○議長（中島完二君） 次に、議案第2号 農地法第4条許可申請審議を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 3ページをご覧ください。申請番号24番です。

申請地は■、地目は畑、面積が87㎡です。申請内容は住宅敷地、通路で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号1番、図面番号3番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号24番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○1番（池上洋助君） 1番、池上です。

申請番号24番について説明をいたします。

申請地でありますが、■がございまして、■10mほどを左折していただいて、50mほどでしょうか、進行した突き当たりの農地になります。

転用事由ですが、既存住宅の東側に住宅を建設するため、この申請地を住宅への進入路として使用したい。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更許可申請審議

○議長(中島完二君) 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更許可申請審議を上程いたします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 4ページをご覧ください。申請番号3番です。

申請地は■、地目は田、面積が計4,596㎡、転用許可内容は、■、資材置場・一時転用で許可になったものです。

委員番号21番、図面番号4番です。審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) ただいま事務局から説明がありましたが、続いて申請番号3番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○21番(渡辺正幸君) 21番、渡辺です。

申請番号3番についてご説明いたします。

申請場所ですが、■ですけれども、それに接する敷地となります。以前は■だったところ
です。

申請事由ですが、申請者は、■に転用許可を受けたが、解体工事現場で計画変更が生じた
ことから、骨材の再利用のための仮置場を確保する期間を延長したい。審議をよろしく願
いいたします。

○議長(中島完二君) ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意
見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、4番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 申請番号4番です。

申請地は■、地目は田、面積が計1万7,896㎡、転用許可内容は、■、工場用倉庫で許可
になったものです。

委員番号5番、図面番号2番です。審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) ただいま事務局から説明がありましたが、続いて申請番号4番の担当
地区委員の説明をお願いいたします。

○5番（田口博之君） 5番、田口でございます。

申請番号4番についてご説明いたします。

申請場所でございますが、■■約200mのところの東側に申請箇所があります。

申請事由でございますが、申請者は、■■に転用許可を受けましたが、現工場に不具合が発生したことから、将来的な企業運営を踏まえ、計画の見直しを行い、新たな工場と倉庫を建築したい。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第4号 農地法第5条許可申請審議

○議長（中島完二君） 次に、議案第4号 農地法第5条許可申請審議を上程いたします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 5ページをご覧ください。申請番号92番です。

申請地は■■、地目は畑、面積が計429㎡です。申請内容は建売住宅3棟で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号10番、図面番号5番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号92番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○10番（長崎 要君） 10番、長崎です。

申請番号92番について説明いたします。

場所は、■■を北北東に約1km行ったところにあります。目印としては、■■の近くでございます。

転用事由ですけれども、受人は申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売をしたい。よろしく審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、93番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 申請番号93番です。

申請地は■、地目は田、面積が計1,440㎡です。申請内容は認知症対応型共同生活介護施設で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号15番、図面番号6番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、申請番号93番の申請理由について説明をお願いいたします。

○事務局(沖 和義君) 申請番号93番について事務局から説明いたします。

申請地は■から南東へ約300mに位置します。転用事由ですが、受人は交通の利便性がよく、利用しやすい申請地に認知症対応型共同生活介護施設を建築したい。以上、ご審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) ただいま事務局より説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、94番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 申請番号94番です。

申請地は■、地目は田、面積が計2,434㎡です。申請内容は宅地分譲10区画で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号24番、図面番号7番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号94番の転用事由等について説明をお願いいたします。

○事務局(沖 和義君) 申請番号94番について事務局から説明いたします。

申請地は■ですぐ東側に位置します。転用事由ですが、受人は申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、宅地分譲として販売したい。以上、ご審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、95番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 6ページをご覧ください。申請番号95番です。

申請地は■、地目は田、面積が計8,467㎡です。申請内容は砂利採取・一時転用で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号24番、図面番号8番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号95番の転用事由等について説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号95番について事務局から説明いたします。

申請地は■から南西約400mに位置します。転用事由ですが、借人は河川から骨材の原材料確保が困難で、陸砂利からの採種に依存せざるを得ない状況のため、申請地を借り受け、砂利採取を行いたい。以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、96番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 7ページをご覧ください。申請番号96番です。

申請地は■、地目は畑、面積が312㎡です。申請内容は建売住宅2棟で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号9番、図面番号3番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号96番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○9番（平川邦夫君） 9番、平川でございます。

申請番号96番についてご説明を申し上げます。

場所は、■から西に約400mの農地でございます。転用事由は、受人は隣接する宅地と申請地を一体開発し、建売住宅の販売を行いたい。ちなみに、この家主はもう数年前に亡く

なっております、空き家になっております。それに付随する農地でございます。よろしく
お願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意
見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、97番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号97番です。

申請地は■、地目は田及び畑、面積が計372㎡です。申請内容は建売住宅3棟で、立地基
準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号13番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号97番の担当
地区委員の説明をお願いいたします。

○13番（藤原光弘君） 13番、藤原です。

申請番号97番についてご説明します。

場所は、■に当たるところですけれども、受人は、申請地は利便性がよく、販売が見込め
るため、取得して建売住宅として販売したい。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意
見、質問等ございますか。

どうぞ。

○20番（浅川増行君） 20番、浅川です。

これは住宅に付随している田畑ということでしょうか。それじゃないと、農地転用に関わ
る面積だと372㎡で、それを建て売り3棟やるとすれば、相当狭小な宅地になってしまうわ
けですが、その確認だけをお願いします。

○13番（藤原光弘君） 住んでいた家を解体して、更地にして、農地と一体で3棟にする
という、そういう説明を受けました。多分家と土蔵があるものですから、それをきれいにす
ると3棟は建たるといふ具合に見てとれます。本当に農地は住宅地の中で狭いけれども、家と
土蔵を含めた、そういう具合に解釈していただければと思います。

以上です。

○議長（中島完二君） よろしいでしょうか。

そのほか、何か意見、質問等ございましたらお願いをしたいと思います。
何かございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第5号 農地の非農地決定申請審議

○議長(中島完二君) 次に、議案第5号 農地の非農地決定申請審議を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 議案集の8ページをご覧ください。

農地の非農地決定申請審議です。申請番号5番です。

申請地は■、地目は畑、面積は計2,782㎡、現況は山林化し、復元困難となっております。

申請番号5番については、現地確認を実施しており、■地域委員会でも全て非農地と認められるものと確認しています。

議案集の最終ページに地図等がありますので、ご確認ください。ご審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) ただいま事務局から説明がありましたが、申請番号5番につきまして、皆様のほうから何かご意見があるでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしの声がありました。これより採決を行います。

本案について、原案のとおり非農地と決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により原案のとおり決定といたします。

議案第6号 農用地利用集積計画審議(所有権移転)

○議長(中島完二君) 次に、議案第6号 農用地利用集積計画審議(所有権移転)について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の附則第5号の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による安曇野市農用地利用集積計画(所有権移転)を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 9ページをご覧ください。

安曇野市長から農用地利用集積計画の所有権移転について決定を求められておりますので、ご説明いたします。

整理番号1番です。権利の移転をする土地は■、地目は田、面積は計5,874㎡、目的はエンジン、セロリ、支払期限・引渡しの時期ともに令和5年9月15日、法律関係は売買です。

整理番号2番です。権利の移転をする土地は■、地目は畑、面積は3,164㎡、目的はブドウ、支払期限・引渡しの時期ともに令和5年9月15日、法律関係は売買です。

以上2件ですが、全ての案件について改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありました。これにつきまして意見等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により原案のとおり農用地利用集積計画（所有権移転）を決定いたします。

議案第7号 農用地利用集積計画審議（利用権設定）

○議長（中島完二君） 次に、議案第7号 農用地利用集積計画審議（利用権設定）について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の附則第5号の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による安曇野市農用地利用集積計画（利用権設定）の案を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 10ページをご覧ください。

安曇野市長から農用地利用集積計画の決定を求められていますので、ご説明いたします。公告日は、令和5年8月31日です。

設定件数は、総数13件、3万4,729.3㎡、そのうち田が12件、3万3,290.3㎡、畑が1件、1,439㎡です。新規分につきましては、総数6件、1万4,670㎡、そのうち田が5件、1万3,231㎡、畑が1件、1,439㎡です。

期間別設定面積につきましては、3年から10年までの期間で設定があり、詳細は一覧表のとおりです。

設定筆数は、総数30筆、田29筆、畑1筆です。耕作者は12人、所有者が13人となっております。

利用権設定の一覧につきましては、11ページです。12ページは、農地中間管理機構一括方

式分です。

全て改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありました。これにつきまして意見等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。これより採決を行います。本案について、原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により原案のとおり農用地利用集積計画（利用権設定）を決定いたします。

○議長（中島完二君） 以上をもちまして、全ての議事が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議、ありがとうございました。

○事務局（宮沢英昭君） 会長、ありがとうございました。それでは閉会のことばを塚田副会長からお願いいたします。

○副会長（塚田善久君） 以上で、令和5年8月 安曇野市農業委員会定例総会を閉会します。

○事務局（宮沢英昭君） ご起立ください。礼、お疲れ様でした。

午後 2時52分 閉会